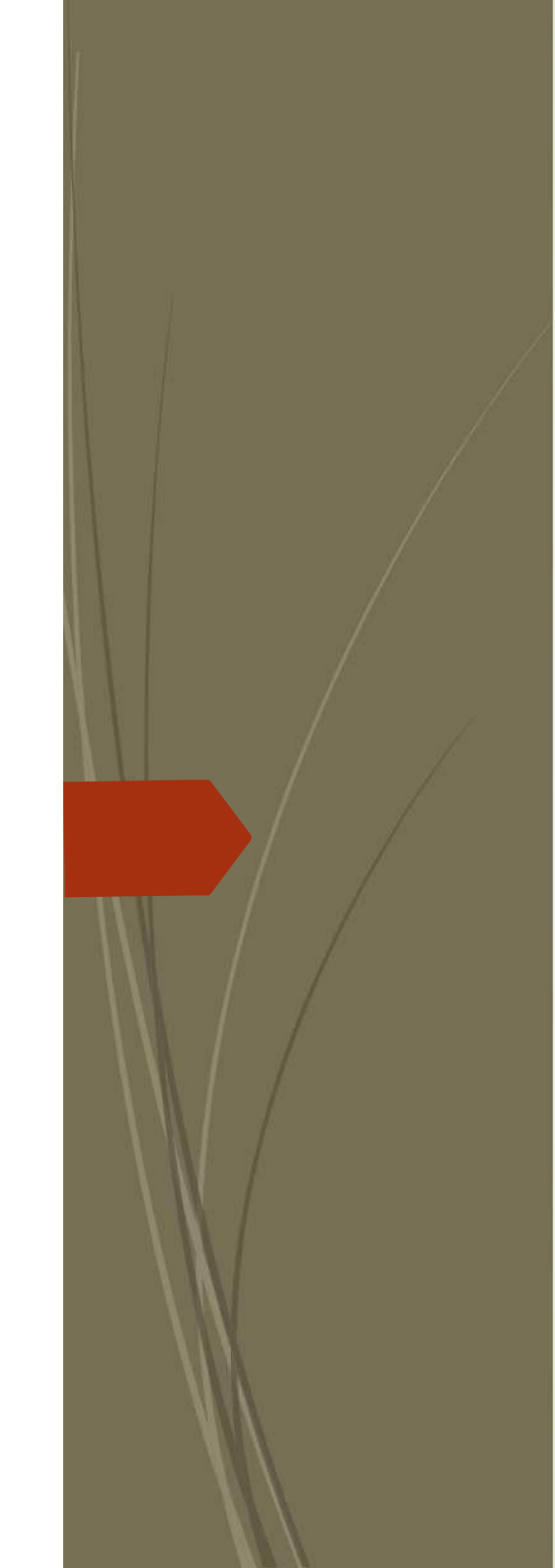




建設リサイクル法に ついて

佐賀県県土整備部建設・技術課



建設リサイクル法とは

■ 正式名称

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成12年制定 平成14年施行)

■ 目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(建設リサイクル法 第1条より)

対象となる工事

建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事（**対象建設工事**）について、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている資材（**特定建設資材**）を現場で分別するとともに、特定建設資材の廃棄物を再資源化することを義務付け

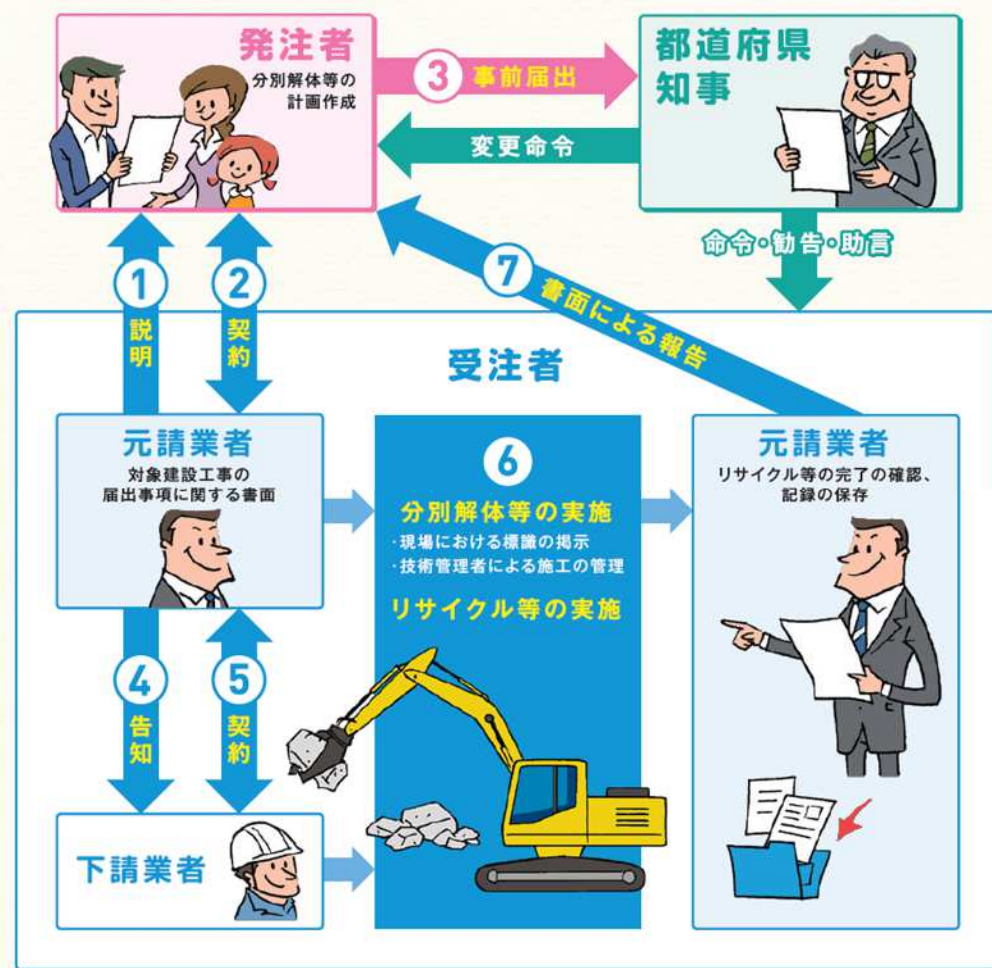
■ 対象建設工事

- 建築物の解体工事：延べ面積80㎡以上
- 建築物の新築・増築工事：延べ面積500㎡以上
- 建築物の修繕・模様替工事：請負金額1億円以上
- 建築物以外の解体又は新築工事：請負金額500万円以上

■ 特定建設資材

- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 木材
- アスファルト・コンクリート

建設リサイクル法の手続きの流れ



1 説明

元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明します。

2 契約

発注者が元請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。

3 事前届出

発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届け出ます。

4 告知

元請業者は、他の建設業社に下請させる場合には、下請業者に都道府県への届出事項を告知します。

5 契約

元請業者が下請業者とかわす契約書面においては分別解体等の方法を明記する必要があります。

6 分別解体等・リサイクル等の実施

分別解体等を実施する際には、
・解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。
・解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理します。
また、リサイクル等を実施します。

7 報告

元請業者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存します。

(出典：環境省 建設リサイクル法 リーフレット)

対象建設工事の事前届出について

対象建設工事を実施しようとする場合、**事前に届出を行う**必要があります。

- いつ？** 対象建設工事の契約後、実際に現場で工事を始める日の7日前まで
- 誰が？** 対象建設工事の発注者（受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる）
- どこに？** 都道府県知事宛てに都道府県等の窓口へ提出
- 何を？** 対象建設工事用の届出書（様式第一号）と分別解体等の計画等（別表）を提出

（出典：環境省 建設リサイクル法 リーフレット）

※届出を行わない場合、**20万円以下の罰金**となることがあります。

分別解体と再資源化

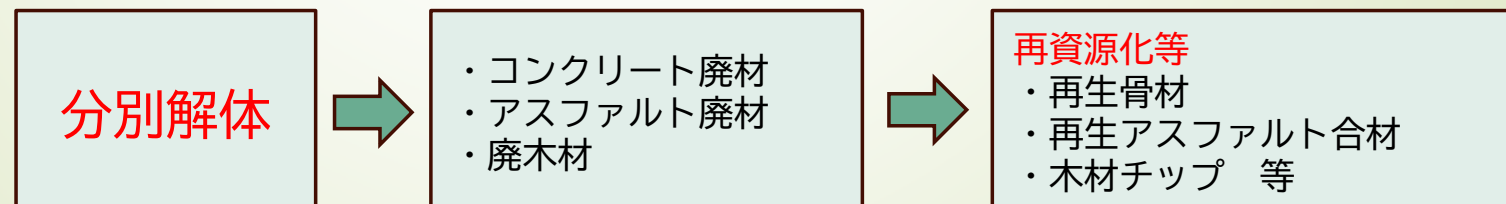
対象工事を行う場合は、**分別解体**や**再資源化**が義務付けられます。

分別解体

- ・対象建設工事受注者に対して、分別解体を義務付け。
- ・分別解体は、一定の技術基準に従い、建築物等に用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ、計画的に工事をする等により実施。

再資源化

- ・対象建設工事受注者に対して、分別解体に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化を義務付け。
- ・なお、木材については、一定距離以内に再資源化施設がないなど、再資源化が困難な場合には縮減も可。



※分別解体、再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合の措置命令に従わない場合、**50万円以下の罰金**となることがあります。

工事完了後の報告

元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、**発注者へ報告**する義務があります。

また、再資源化等の実施状況に関する**記録を作成し保存**しなければいけません。

発注者への報告事項

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

※再資源化等の記録を作成せず、もしくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった場合、**10万円以下の過料**となる場合があります。

解体工事業登録制度

解体工事を請け負うには、**建設業許可（解体工事業）** 又は **解体工事業登録**が必要です。

建設業許可（解体工事業）

500万円以上の解体工事
を請け負う場合

- ・建設業法に基づく建設業許可（解体工事業）が必要

解体工事業登録

500万円未満の解体工事のみ
を請け負う場合

- ・建設リサイクル法に基づく解体工事業登録が必要
- ・工事を行う場所を管轄する都道府県ごとに登録が必要

※登録等を受けないで解体工事業を営んだ場合、
1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金となることがあります。



ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

佐賀県県土整備部建設・技術課 建設業担当

TEL：0952-25-7153